

「令和4年8月新潟県大雨災害義援金」の募集について

令和4年8月3日から的大雨により、県内各地で人的被害や家屋の損壊・浸水等の深刻な被害が発生し、村上市、胎内市、関川村には災害救助法が適用されました。

この災害により被災された方々を支援することを目的に、義援金を募集いたします。

妙高市共同募金委員会では、下記のとおり義援金を受付しています。皆さんの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

記

1. 義援金の受付

①義援金の名称「令和4年8月新潟県大雨災害義援金」

②受付期間 令和5年3月24日（金）まで

2. 受付場所

・いきいきプラザ 1階 入口受付、3階 社会福祉協議会窓口

・妙高保健センター 1階 社会福祉協議会妙高支所

・妙高高原支所 1階 社会福祉協議会妙高高原支所

※領収書が必要な場合は、窓口でその旨をお伝えください。領収書を発行します。

3. 問い合わせ

妙高市共同募金委員会(妙高市社会福祉協議会)

妙高市中町4番16号 いきいきプラザ3階

電話 0255-72-7660